

労働に関することなら なんでもご相談ください

こんなお悩みはありませんか？

会社から突然解雇を言い渡された

突然不当な転勤や出向等を命じられた

会社が給料や残業代、退職金等を支払ってくれない

上司等からセクハラ／パワハラを受けている

有休が取得できない

仕事中や仕事に付随して怪我をした

今まで雇用契約が更新されていたのに…



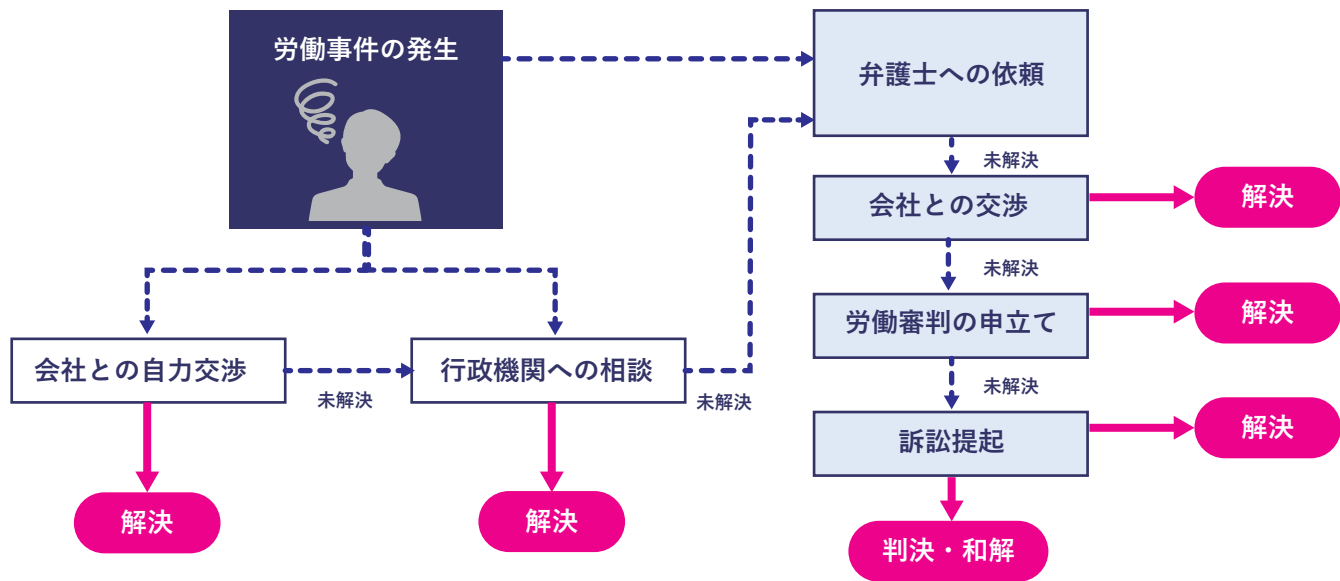
✓ 弁護士に相談するメリット

今受けていることに対してどのような対応をすべきか、どのような証拠を集めるべきかわかり、精神的負担が軽減されるほか、労働審判や訴訟という専門的な制度を利用しやすくなります。

弁護士には守秘義務がありますので安心してお話いただけます。

事件処理の流れ

下記はあくまで一例です。



労働事件では、ケース別に以下の資料があれば重要な証拠となります

労働条件・労働環境改善

雇用契約書、就業規則などの労働条件がわかる資料等

残業代請求

タイムカードや出退勤表などの資料や、電子メールの送受信時刻やPCの立ち上げ時刻等が明らかにできる資料、毎日の始業・終業時間が記録された日記等

解雇の問題

解雇原因が記載された解雇通知書等

セクハラ・パワハラ

録音・録画（これらをする際には原則として承諾は不要）、上司等からされたことや言われたことが詳細に記録された日記等

法改正により、すべての会社において、一定の条件を満たす従業員（契約社員やパート社員も含む）に対して、最低でも5日以上有休消化させることが義務付けられました。詳しくはご相談ください。

料金について

ケースに応じて柔軟にご対応させていただきます。まずはお気軽にご相談ください

相談料

5,000円（税抜）

追加料金なしで1時間までご相談できます

着手金

事件の依頼を受け契約の際にいただく費用

10万円～

報酬金

経済的利益	報酬金
300万円以下	16%
300万円以上 3000万円以下	10%
3000万円以上	6%

■報酬金の例

300万円の残業代請求審判を申し立てし、200万円の支払を受けた場合の報酬金

回収した200万円の16%
= 32万円

お問合せ先

弁護士法人KTG

〒330-0056

埼玉県さいたま市浦和区東仲町11-1 ステラ浦和4階

TEL: 048-767-7087 FAX: 048-767-7086

URL: <https://ktg.jp>

